

## 第六管区海上保安本部公示第39号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和3年8月5日

第六管区海上保安本部長

高杉 典弘

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 愛媛県西条市

住 所 愛媛県西条市明屋敷164番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 壬生川港北西方（付図のとおり）

期 間 令和3年10月 1日から

令和3年10月10日までのうち 2日間

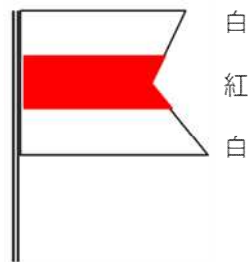
3 水路測量の実施方法

単素子音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

（1）水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる

（2）六管区水路通報第36号（令和3年9月17日発行）により周知





壬生川港

測量区域

海上保安庁(JCG)|(C)Esri Japan

1km

0.4nm